

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成30年12月4日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第69号所管分の審査	3
質疑（光好博幸委員、藤浦雅彦委員）	
議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号の審査	9
質疑（光好博幸委員、中川嘉彦委員、藤浦雅彦委員、福住礼子委員、増永和起委員）	
議案第95号の審査	22
質疑（藤浦雅彦委員）	
議案第72号の審査	22
質疑（藤浦雅彦委員、福住礼子委員、増永和起委員）	
議案第74号の審査	27
議案第73号の審査	27
質疑（光好博幸委員）	
採決	28
閉会の宣告	29

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成30年12月4日(水) 午前10時 開会
午後 1時9分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 増永和起 委員 福住礼子
委員 藤浦雅彦 委員 中川嘉彦 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市民生活部長 野村眞二 自治振興課長 丹羽和人
文化スポーツ課長 妹尾紀子
環境部長 山田雅也 環境政策課長 飯野祐介
保健福祉部長 堤 守 同部理事 平井貴志
同部参事 川口敦子 同部参事兼国保年金課長 安田信吾
保健福祉課長 有場 隆 生活支援課長 山下 聰
高齢介護課長 荒井陽子 障害福祉課長 森川 護

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 関 正秀

1. 審査案件(審査順)

議案第69号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第78号 指定管理者指定の件(正雀市民ルーム)
議案第79号 指定管理者指定の件(摂津市立鳥飼体育館ほか7施設)
議案第80号 指定管理者指定の件(摂津市立温水プール)
議案第82号 指定管理者指定の件(摂津市立コミュニティプラザ)
議案第83号 指定管理者指定の件(フォルテ301及びフォルテ303)
議案第84号 指定管理者指定の件(摂津市民文化ホール)
議案第85号 指定管理者指定の件(摂津市立保健センター)
議案第86号 指定管理者指定の件(摂津市立休日小児急病診療所)

- 議案第 87 号 指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか 2 施設）
議案第 88 号 指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）
議案第 95 号 摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 72 号 平成 30 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 74 号 平成 30 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 73 号 平成 30 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

(午前10時 開会)

○森西正委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きまして、本日は、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、きのうの本会議で本委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○森西正委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、中川委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第69号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。

私のほうから、1点だけ確認させてください。

補正予算書24ページ、25ページの款2総務費、項7保健体育費、目3体育施設費の説明のところに、青少年運動広場改修

工事実施設計委託料845万6,000円ということで、これ平成30年度予算でも644万8,000円が既に計上されてて、補正が入ってますけど、中身について、ご説明いただけますでしょうか。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課に係ります青少年運動広場改修工事実施設計委託料について、お答えいたします。

まず、当初予算で644万8,000円計上しておりましたが、今回、金額としては、補正の額が845万6,000円ということで、合わせて1,490万4,000円を計上させていただくことになっております。そこにつきましては、当初想定しておりました老朽化した部分の改修内容から、市議会からのご意見、ご要望を踏まえまして、照明灯のLED化やトイレの洋式化などを考慮する追加項目が発生することとなりまして、工事費等が多額となるようなこともございまして、再度、内容の検討を行いました。その後、地震や台風等の災害も発生いたしまして、そのことも含めて、想定していなかった部分の改修を検討する必要性が生じてまいりました。そのため、実施設計委託料を今回増額補正するという形で計上させていただきました。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

追加項目であったり、あるいは、想定外のことについての内容検討等々をお聞きしましたけども、一方で、計画に対しての進捗といいますか、それでちょっとおくれたりとかいうことがないのかどうかだけお聞かせください。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 文化スポーツ課に係ります2回目のご質問にお答えいたします。

進捗状況に関しまして、当初、想定しておりました進捗状況、実施設計の委託に取りかかるというところにつきましては、災害等がございましたのと、設計につきましては、内容を検討するということがございましたので、本来であれば、実施設計委託に取りかかっているべき時期かと考えておりましたが、今回このような形で委託料の増額補正をさせていただいてからの契約ということになりますので、当初想定からおくれた形になっているというところでございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 わかりました。

今おかれてるというお話で、最終的に、もともとのプランに対して、アジャストしていくのか、全体としておくれるのか、ご答弁よろしくをお願いします。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 文化スポーツ課に係ります3回目のご質問にお答えいたします。

最終的に、今年度実施設計を行って、平成31年度の下半期で工事を行うという目標については、この実施設計の取りかかりをさせていただければ、順調にいけばということですが、今年度当初想定していた工事の部分については、それほどおくれて取りかかるということにはならないと考えておるところでございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 いろいろ変更点があるかと思いますが、おくれずにやる、努力していくということで理解しました。

利用者のこともございますので、無理す

ることもないかと思えますけど、しっかりと検討していただいた上で、スケジュールにもこだわって、実施していただきますようによろしくをお願いします。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

では、まず最初に、8ページの債務負担行為のことでございますが、今回、指定管理が更新されるということで、債務負担行為が組まれるということになってはいますが、民生常任委員会に係る案件がたくさんあると思うんですけどね、5年前も同じように債務負担行為を組んで、指定管理を始めたということで、5年前のときの金額と比較をしますと、それぞれ上がるわけですね。例えば、コミュニティプラザ指定管理事業については、5年前は5億9,075万7,000円ですから、8,067万3,000円増額をされているということになります。

というふうに、ほとんどは上がっていますが、この市民ルームフォルテ指定管理事業は下がってますね。これは、前は2,268万4,000円が1,375万円になって、これは前の定例会の条例改正で、この使用料を利用料金にということで、指定管理者のほうに入ってくるということがあったというふうに記憶してまして、これは納得できるわけですけどね。それぞれ選定をされていると思うんですけども、私たちは、この上がってるか上がってないか、そういう適正な金額であるかどうかということについて、どういう判断をすればいいのかというふうに非常に戸惑うわけです。当然消費税も上がるということもありますしね。そういうふうなことは恐らく加

味はされてるんだらうと思うんですが、特に、この選定委員会のこの報告書に挙がっていない部分は、これは従来の摂津都市開発株式会社とかですね、そういう摂津市の設立した団体が指定管理を受けるということになりますから、これ、どんどんどんどん、毎回毎回増額されていくということになっても困るわけで、適正な金額というのをどのように我々は判断をすればいいのかということについて、ご説明をですね、ほとんどの金額は上がっていますから、そういうことも含めて、この指定管理の債務負担行為のことについて、ご説明をお願いしたいと思います。民生常任委員会が所管の分は、コミュニティプラザと市民ルームフォルテと市民文化ホールと、ふれあいの里とみきの路と保健センターと休日小児急病診療所ですね。これだけになると思いますけども、お願いします。

それから、2点目ですが、26ページ、27ページのところの款3民生費、項1社会福祉費の目7障害福祉費の中で、今回は増額補正ということで、扶助費の中で、療養介護医療給付費が672万1,000円、それから、更生医療費が4,000万円ということで、この増額補正されてる内容について、概略をお示しいただきたいと思います。

それから、続いて、28ページ、29ページの款3民生費の項3生活保護費の目2扶助費ですね。これが、過年度分国庫返還金ということで返還をされていますけども、これについても中身について、概略説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 それでは、債務負担行為について。

野村部長。

○野村市民生活部長 5年前と比較して、債務負担行為の限度額が上がっている内容が適正かどうかというご質問でございますが、基本的に一番大きいのは、人件費の増というのがあると。それと、この平成31年度からの5年間という内容になりますので、消費税の増額というところが大きな要因かと思われま。

以上です。

○森西正委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 それでは、障害福祉課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

まず、債務負担行為の部分ですけれども、障害福祉課としましては、ふれあいの里指定管理事業とみきの路指定管理事業がございます。どちらも、5年前に比べて増額となっております。

増額の要因といたしましては、先ほどもございましたけれども、まずは人件費に関する部分としまして、定期昇給分がございますので、その増が一番大きな金額増の要因となっております。それ以外にも、消費税が10%に変更されることや、施設の老朽化も進んでおりますので、軽微な修繕費用が少しかかってきております。

それと、ふれあいの里とみきの路は、福祉避難所に指定をされております。今回の大阪北部地震の経験も踏まえまして、備蓄品の確保を行ってまいりたいと考えておりますことから、5年前に比べまして債務負担額の予算の増を行っているということでございます。

続きまして、補正予算書の26ページ、27ページの療養介護医療給付費と更生医療費の内容についてでございますけれども、まず、療養介護医療給付費、こちらにつきましては、内容といたしましては、

医療と常時介護を必要とする人が、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の世話をを行うことによる費用に対して給付を行っているものとなっております。

こちらの対象者が、平成29年度に比べまして、現時点で2名増となっております。そのうちの一人の方が、生活保護の受給者でございまして、保険加入者につきましては、一人当たりの給付費が大体月7万5,000円でありますけれども、生活保護の受給者に関しましては、一人当たりが月大体70万円ほど、10倍ほど給付費が必要となっております。ここ数年、生活保護受給者の対象者がおりませんでしたことから、1,000万円ほどの当初予算を計上しておりましたけれども、この10月までの半年間で既に780万円の支払い実績があることから、672万1,000円の補正予算をお願いしているものでございます。

続きまして、更生医療費についてですけれども、内容につきましては、身体障害者が、その障害を除去・軽減するために必要となった手術等の費用に対して支給を行っているものでございます。こちらについても、4,000万円の増額補正を計上しておりますけれども、この部分につきましても、生活保護受給者の人工透析の方が、昨年度に比べ現時点で5名増となっております。生活保護受給者の人工透析に係る更生医療費につきましては、一人当たり大体年間500万円ほどと、多額の費用を要することになります。上半期、半年間の現時点で大体7,000万円ほどの支給実績がございますことから、4,000万円の補正予算をお願いしているものであります。

以上です。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、藤浦委員の生活支援課に係りましてご質問にご答弁させていただきます。

補正予算書28ページ、29ページ、目2扶助費の過年度分国庫返還金の内訳についてでございます。

これにつきましては、平成29年度の生活保護費の確定に伴います国庫負担金精算に係る返還金が発生したものでございます。

内訳といたしましては、生活扶助費に係ります国庫負担金の返還額が1,007万4,892円、医療扶助に係ります分が1,334万8,309円、合計2,342万3,201円という内訳になっております。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、債務負担行為について、お答えいたします。

保健福祉課で所管している施設としましては、まず、保健センターにつきましては、5年前と比べて、今回指定管理料が大幅に増加しているところでございます。

保健センターが実施する事業につきましては、摂津市立保健センター条例第2条におきまして、各種健康診査や各種がん検診の実施などが記載されておりますが、そのうち、介護保険法に規定する訪問看護、通所介護、居宅介護支援事業の実施が記載されております。これらの介護事業につきましては、当初は、保健センターに事業収益をもたらし、指定管理料を押し下げる効果もございましたが、近年は、訪問看護事業を除き、事業収益における赤字幅が拡大し、結果として、指定管理料の増加をもたらしているところでございます。また、高齢化の進展に対し、介護予防の充実を図る

ための専門職種の人件費や保健センターの設備機器や車両の老朽化に伴う更新費用なども重なり、委託料が大幅に増加する見込みとなっております。

続きまして、休日小児急病診療所ですが、こちらのほうは、5年前と比べて委託料が若干下がっております。これにつきましては、診療報酬の伸びなどから収益が見込まれるため、委託料が下がったものでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 今、保健センターと休日小児急病診療所等の債務負担行為の説明をいただきましたけども、そのほかの部分に関しても、もう少し具体的に答弁をいただけたらと思います。

丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、自治振興課のほうにかかります債務負担行為、補正予算書8ページでございますけれども、ご答弁させていただきたいと思っております。

コミュニティプラザ指定管理事業につきましては、先ほど藤浦委員のほうからございましたように、増額になってございます。

主な理由につきましては、人件費の増、あとは、先ほど部長のほうからご答弁させていただいた消費税等を見込んでの増という形になってございます。

あと、市民ルームフォルテ指定管理事業につきましては、同様に増額をさせていただいております。それとあと、平成31年度に若干修繕の分を入れておりますので、その分がふえているという形になってございます。

以上でございます。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、市民

文化ホール指定管理事業に係る債務負担行為の増額の内容について、お答えさせていただきます。

先ほど部長からも答弁させていただきましたけども、人件費の増額と人件費相当の委託料の増額もございまして。そして、平成31年度から消費税率の改定がございまして、それを加味した増額ということが主な理由となっております。

内容といたしまして、文化ホールに係る管理経費及び文化ホールで実施する市民対象事業を初めとする文化事業に係る経費というものを計上させていただいておりますが、内容について、現状の指定管理の内容と大きく変わったというところはございません。

以上でございます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

先ほど、いろいろ内容を教えていただきましたけども、特に、この指定管理の中で、公募でない部分については、この部分もそうですけど、少しやっぱりに議会に出してもらうときに、そういう増額になりそうな内容について、文面で一緒に出していただいたら聞かなくてもわかるので、資料としてね、出していただければ、より把握がしやすいと思っておりますので、まずこれは検討していただきたいと思っています。

その上で、先ほど答弁がありましたけども、市民ルームフォルテ指定管理事業は、前は2,268万4,000円で、今回1,375万円ということで下がってると思うんですけどね、これは最初に言いましたけども、利用料を今度は指定管理者のほうに収入として入れてくるということを見越して下がってくるんだろうなというふうに思っているんですけども、プラス、

以前の議論で、サービスコーナーを改修して何か利用できるように、一体的に利用できるようにするというふうな話も、前回の委員会のときにもありましたけどね、その辺のことを何か加味されてるのか、そのことも入れて、この指定管理料が決まっているのか、この辺もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、ふれあいの里とみきの路については、よくわかりました。金額が、これがどうだということはわかりませんが、内容としてこれだけふえるということもわかりました。特に、福祉避難所として整備をしていただくということでございます。これはもう大事なことです。この災害を受けて、大至急これはやらないといけないという大事な事業でもありますから、これはしっかりと取り組みをしていただきたいと思っております。

それから、保健センターの、これは本当に多額に増額になってるので、私はなぜかなと思っていただけでございますが、先ほど、訪問介護事業等で、それが赤字になってきているというふうなこと等があるということでございました。これは、今の答弁で是として、信用したいと思っておりますけどね。大事な部分ですからね。保健センターは、摂津市にとっては、やっぱり健康づくりをしっかり推進してもらわないといけない、介護予防もしてもらわないといけないという大事な施設でありますので、今後も、しっかりその運営については、恐らく、毎年この報告書等で内容の精査をされていると思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

それから、先ほどご答弁いただきました障害福祉費の関連については、よくわかりました。

また先ほどの生活保護費の扶助費の件についても、理解したいと思います。

じゃあ、その1点だけ答弁をお願いします。

○森西正委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、自治振興課にかかわりますご質問にご答弁させていただきます。

市民ルームフォルテ指定管理事業についての関連でございます。

まず1点、サービスコーナーの活用につきましては、現在、平成31年度の予算要求の時期でございまして、今後の利用、改修費等について、今、予算計上させていただいているところでございますので、この中には含んでございません。

もう1点、利用者の増に関してでございますが、今回この利用料金導入に当たりまして、稼働率を見て、収入の見込みを立ててございます。現在、平成30年度10月末の稼働状況でございますが、24%になってございます。そのデータ等を参考にさせていただいて、平成31年度は25%、そこから1%ずつ上がって、平成35年度には30%というような稼働率の増を見込んで、債務負担行為の額を出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 そうですね。この稼働率が非常に前から議論で問題なっていて、どうしたら稼働率を上げれるのかということは、言っているわけですが、なかなかその見込みが、気にかかるような数字で、毎年1%ずつ上げるということなので、もう少し工夫していただいて、稼働率を上げる、場所的にはすごくいい場所でありますしね、それはもうぜひとも、その指定管理になる方に、そのことをしっかりお

伝えただいて、稼働率ががっと上がってきた場合には、また補正をしてもらうとかいうことも含めて、これは稼働率が非常に問題やと思っています。このことはもうしっかりと取り組みをしていただきたいということ、これは要望しておきたいと思えます。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 それでは、以上で質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号及び議案第88号の審査を行います。

本10件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 議案第80号の指定管理者指定の件、摂津市立温水プールについて、お聞かせいただきたいんですけども、今回指定する団体は、シンコースポーツ・日本管財グループということで、以前は、確か摂津市水泳連盟だったと思います。今回、変わられるということで、指導員の方とかががらっと変わられるのか、あるいは引き継がれるのかだけお教えいただけますでしょうか。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 文化スポーツ課に係ります議案第80号、指定管理者指定の件、摂津市立温水プールにかかわりま

すご質問について、お答えいたします。

指定管理者が交代された場合、もともとそこにいらっしゃる職員の方というのは、その会社の方であれば、変わられるという形になろうかと思いますが、よくあるケースとしまして、今回も指定管理者の指定で挙げさせていただいている団体からの提案といたしまして、現在の職員にしましては、できるだけそのままお願いしたいという考えはあるということですので、これは働いておられる方が、そのまま残られるということになるのか、もう残らないということになるのかにつきまして、新しい指定管理者と、今いらっしゃる職員、もしくは、現在の指定管理者とのお話ということになろうかということにはなるかと思いますが、絶対変わるということでもないですし、残られる可能性もあるということだと思っております。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

状況は理解しました。がらっといきなり変わるということではないということも理解しましたし、もし変わるということであったとしても、移行期間であったりとか、引き継ぎもしっかりやっていただきますように、ご指導いただければと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○森西正委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 私のほうから、1点だけお伺いしたいと思います。

根本論の話なんですけれども、この今回、指定管理でいろんな案件を出されてますけども、この配点で、例えば、市営住宅の指定管理なんかは、委員4人、あとは大体5人というので公募でなってます。この4

人とか5人、あと、この配点ですね。選定基準の項目が四つだったり、六つだったり、やっぱりこちらが業者にどういう業者を選びたいかという、この配点で意思っていうんですか、どういう方向でそれを管理してもらおうかという、この配点だとか、選定基準で大きく変わってくると思うんですけれども、その選定項目の意図っていうんですかね。どういう基準でこの配点をしたのか、その辺を教えていただければと思います。

○森西正委員長 野村部長。

○野村市民生活部長 まず、選定委員でございますけれども今回、市民生活部で所管します鳥飼体育館ほか7施設、温水プール、そして、正雀市民ルーム、これは公募という形でさせていただいたわけですが、選定委員につきましては、外部委員が2名、そして、内部委員といたしまして、市の職員でございますが、そちらが3名、市長公室長、総務部長、そして施設の所管部長になっております。

先ほど、委員からご質問のあった市営住宅につきましては、所管部長と総務部長が重なっているということで4名だったのかなと想像しておりますけれども、そういう委員の内訳になっております。

そして、選定基準における配点でございますけれども、そこにつきましては、それぞれ所管課のほうにおいて、どの部分を重要視するか、配点においては、例えば、指定管理の適性がどうかとか優先順位ですね。そういうものも含めて、いろんな項目について、配点しているという形になります。各施設を比較すると、若干、配点の多い、少ないというずれは生じてくるのかなと思っております。

以上です。

○森西正委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

私も余りうまいこと自分の聞きたいことを質問ができなかったんで申しわけないんですけど、例えば正雀市民ルームは、きのうの本会議でも話が出ましたけれども、業者が1者しかいないと。この配点も100点、100点、200点、100点、計500点、こんな採点で、80点、70点というふうになってますけど、これが20点でも10点でも、何かそんなに対して変わらないんじゃないのかな。何が言いたいかといったら、配点の100点という基準の置き方というのが、指定管理の適性と管理運営体制について、これが100点満点のどれぐらいを目標にして、その業者に点数があったらいいなというのがあるのか、そういうのは全然これだけの資料じゃ何も伝わってこないですし、例えば、私は、この正雀市民ルームは、自分のことですけども、一般質問で質問したように、文化の発信するようなどころになってもらいたい。例えば、そういうふうな文化だったら、利用率を上げるのもそうですけど、この配点だとか、どこを重要視しているのかというのをもうちょっと考えて、業者選定で、こういうふうなところに点数が高くなるような配点、その中で競争原理が働いて、業者選定ができるのかというふうな、こういう選定基準、選定結果になればいいなと思ってるんですけども。この項目はいっぱいあります。配点も、これが100点、これが50点、それが適正なのか、私にはわかりません。例えばコミュニティプラザにしても、適正できっちりと運営してもらえる業者を選定するのはもちろんのことなんですけど、先ほども出ましたけれども、利用率を上げるには、もっといえば、

こういうふうな独自性だとか、やはり、どういう意図で、そういう項目の点数を今回はこういうふうに加味して、ちょっと点数を高くして今回公募しましたとかいう話、説明があればいいなと思うんですけど、その辺もうちょっと、この配点をするによって、どういう独自色を出したかったのか、それぞれ教えていただければと思います。

○森西正委員長 副市長。

○奥村副市長 それぞれの配点なんですけども、もう少し細かく綿密に調査をしています。申し訳ございません、今、手元にありますのが、平成29年度の指定管理者の評価を行ったものですが、施設管理者評価シートというのがございます。ここで、今お問い合わせの正雀市民ルームもあるんですけども、管理運営体制ということで、施設設置目的・基本方針、それから職員の勤務実績、配置状況、市との意思疎通、それから法令・協定書等の遵守、それから個人情報保護、それから非常時・緊急時の対応などで、これが管理運営体制、各3点や5点の配点となっております。

それから、サービスの質の維持・向上ですが、各10点ということで、職員の資質向上、それから利用者サービスの向上、それから情報収集（アンケート等）ということ、それから情報発信・PR、要望・苦情対応、こういう項目で、それぞれ点数を重ねております。それから維持管理ということで、建物・設備の保守点検・修繕、管理記録等の整備・保管ということで、これもそれぞれ5点、それから3点という配点しております。

施設固有の項目もございます。自主事業への取り組みとか、防犯対策、それから安全対策、環境保護への取り組み、他施設との

連携、これらを詳細に、それぞれ点数を細かく配分いたしまして、評価をしております。選定基準は、それぞれトータルが100点、それから、全体トータルは500点ということにしております。

それから、先ほどの藤浦委員の質問にもあったんですけども、先ほどの債務負担行為、それぞれ市のいわゆる設立目的を持って、市が設立した団体に特命でやっております。自転車・自動車駐車場の分については、業者の競争が働くんですけども、福祉施設とか、あるいは市民ルームもしかりなんですけども、摂津市施設管理公社、それから摂津宥和会、それからシルバー人材センターとか、それから摂津市保健センター、これらは、市が目的を持って設立した団体でございます。そこの部分では、競争原理は申しわけないですが、働いておりません。一定の目的を持って、それぞれ本市が指導し、それから育成をしてきた団体でございますので、しばらくは特命でやらせていただくということになります。

先ほどの金額の問題なんですけれども、これは、一応評価は、それぞれの項目でやるんですけども、金額評価はしておりません。特命ということですので、それぞれ財政担当課が所管の部、課、相手先のシルバー人材センターとか、それから施設管理公社等々の団体ヒアリングを通じて、査定をしながら、債務負担行為額を上げさせていただいたということでございます。

以上です。

○森西正委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 副市長、ありがとうございます。

詳細にそれぞれの項目、例えば、市とコミュニケーションがうまいこといつてる点等、その積み重ねというのがあるんだ

なということは重々わかるんですけど、摂津市の施設として持っていきたい、その方向性というのが、この配点で私は決まってるんです。例えば、この指定管理者の適性について、いろいろ項目があって、5点、5点、その積み重ねが100点です。その5点と自主事業についての5点との重要性が同じなのか、もうちょっと点数の大きい小さいをどういうふうにするのがいいのかわからないんですけど、それによって、行政がどういうふうな形で、この施設をよりよく持っていききたいかというのが、そこで、点数の配分で決まってくる。逆にその点数が強いところが、当然とってもらいたいといいますか、選定する意思があるというふうに私は理解する、そういう配点になってたらいいんですけども、だから、それがちょっと見えないんで、この配点のことについて、お伺いしました。

それぞれ適正に審査して、いろいろ項目によって、いろんな外部委員の方も入れてやられていることに対してどうこうじゃなく、この配点をもとに、摂津市が指定管理をお願いする業者の持っていき方、どういうふうに指定管理をしていただきたいかというのがあらわれるのが、この配点だと思うので、もうちょっとそれをこれからわかるようにお示しいただければということをお願いしておきます。

○森西正委員長 野村部長。

○野村市民生活部長 一つ補足なんです、特に公募の場合ですが、募集要項に加えまして、それぞれの施設の指定管理の業務の仕様書で、業務内容等を出ささせていただいて、その中で、各事業所から提案を受けるという形でさせてもらって、その内容でプレゼンテーションを我々が受けまし

た。配点につきましては、それぞれの所管課のほうで持っておるんですけども、逆にそこを事前にオープンにしまうと、どうしても、その配点の高いところに力が入ってくるという形になりますので、まず、それぞれの事業所として、我々が提案してほしい業務内容、注意してほしいところをまずオープンにして、そこに対してどういう姿勢で取り組んでこられるかということをプレゼンを受けた中で採点して、その結果、総合得点により業者を選定しているという形をとらせてもらっています。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今回の指定管理者候補者の選定についてという資料をいただいています、その中で、今回、まず、摂津市立体育施設の指定管理者については、前回シルバー人材センターが取られまして、今回、株式会社エスエスケイというところが変わられますよね。それからもう一つ、摂津市立温水プールについては、前は摂津市水泳連盟であったところがシンコースポーツ・日本管財グループに変わる。それから、摂津市立自転車・自動車駐車場の指定については、前回アマノマネジメントサービス株式会社だったところが、野里電気工業株式会社が変わるということで、これについて、公募のときに、それぞれもとのところについても、応募をされていたのかどうか、これは答えられますかね。個人情報になるなら結構ですので。

○森西正委員長 自転車に関しては、他の所管でありますけども、可能な限りご答弁をお願いします。

野村部長。

○野村市民生活部長 現在、指定管理を受けているところが募集したかどうかとい

う点につきましては、今回の結果についても、ホームページでは公表はさせていただいておりますけども、その内容につきましては、まず、指定管理者候補だけを公表させていただいて、ほかについては、団体名をA、B、Cという形で表記させてもらっていますので、その辺については、申しわけございませんが、差し控えさせていただきます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 わかりました。

例えば、シルバー人材センターから、今度株式会社エスエスケイに変わるということで、当然、来年3月31日までは前団体、それが変わるということで、随分いろんな面で影響が出てくると思うんですね。前回の5年前のときも、実はシルバー人材センターがいろいろ仕事をされてたのが、指定管理になるときは、いろいろ要望があって、ぜひとも今シルバー人材センターを使ってくださいよというようなことが要望されてたと思うんですけども、そういう割り当てのこともあると思いますけどね。何かそういう配慮みたいなことがなされていくのか。先ほど摂津市水泳連盟の話は、コーチはできるだけそのままとかいう話があったと思いますけど、この体育施設の関係は、どういうふうなことになってるのか、教えてもらえますか。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、体育施設の指定管理者指定の件についてのご質問にお答えいたします。

先ほど、温水プールの件についてでも申し上げましたけれども、指定管理者が変わる場合、新たな指定管理者のほうが、現場で働いておられる方につきましては、できるだけ引き続きお願いしたいという提案

につきましては、体育施設についてもお話は出ておりました。

また、地域貢献という部分も、先ほどの審査基準の中で出ており、委託等をする場合、地域の業者を選定するであるとか、優先的なことを考えてもらうということも審査基準の中に入っておりますので、委託内容についても、シルバー人材センターでできるような委託であれば、そういうことも考えていただくというようなことも提案の中ではお話で出ていたと思っております。そういうところで、配慮ということは考えていただいていると考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ご答弁を聞いてやや安心をいたしました。シルバー人材センターはね、やっぱり地域の高齢者の方が働いてられるという特質性がありますので、ぜひとも、そういうところは配慮をいただいて、今後ともよろしくお願いしたいと思えます。

以上です。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。

いろいろと指定管理の内容ございましたので、触れられなかった点だけ確認という意味で聞かせていただきたいと思います。

先ほどの委員の数の中で、外部の方が2名、内部の方が3名ということでした。5年前とは全く皆さん変わっていたのかどうかということだけ、委員のメンバーですね、今回は委員がみんな違ってるのかというところ。

それと、温水プールの選定の中で、自主事業についての配点が25点ということ

で、何かこれだけ随分配点が低いんだなという印象があります。この自主事業というのは、何を求めているものなのかということと、それから、管理運営計画の効率性ということで、これは配点が75点、これを5人で割りますと、一人に15点の持ち点があるというふうに考えるんですけども、それに比べますと、シンコースポーツ・日本管財グループのとられたところは26点、非常にこれも低いなという印象があります。5人で足して26点というのは、ちょっと低いんじゃないかなという印象があるんです。もちろん、合計で判断されることなので、そこをどうこうは言うことではないんですけど、この管理運営計画の効率性というのは、どういうものを求めているものなのかというのをお聞きしたいなと思います。

以上です。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、ただいま温水プールの審査項目の自主事業の部分と管理運営計画の効率性のところでのお問い合わせがございましたので、その点について、お答えいたします。

まず、自主事業についての配点のほうにつきましても、温水プールの指定管理業務の中に、水泳教室を今のカリキュラム、時間帯ぐらいでお願いしたいということをお仕様書に入れておきますので、そうしますと、自主事業部分があまりないと考えておりましたので、自主事業についての配点は、そういう配点ということで考えておりました。

あと、管理運営計画の効率性の内容といたしましては、施設の管理運営に係る収支計画の内容が、合理的かつ妥当なものかという基準と経費を削減させるための実施

可能な提案があるかといったところと、あと清掃や警備、設備の保守点検などの業務について、指定管理者から再委託が行われる場合、再委託先が適正な水準で経費が最小限となるよう工夫されているのかといった点と、あとは指定管理料の部分を基準として選定を行ったというところがございます。

以上でございます。

○森西正委員長 野村部長。

○野村市民生活部長 そしたら、選定委員のメンバーですね。5年前と比較して変化してるのかどうか、違いがあるのかどうかというところがございます。

5年前のメンバーでいいますと、外部委員の2名については、同じ委員の方でございます。内部委員につきましては、前回5年前は4名おられまして、委員としては、副市長、市長公室長、総務部長、施設の所管部長ということでしたが、今回は3名、市長公室長、総務部長、施設の所管部長ということですので、副市長を除いては、それぞれ固有名詞は変わりますが、役職としては同じメンバーということでございます。

以上です。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ほぼ同じ方が選定をされるのかかわっておられたのかなというふうに思います。そういう意味では、継続して比較されたという視点もあったと思いますし、ただ、新しい視点でどうだったかなとかいうところもあるかもしれませんけれども、理解いたしました。

それと、先ほどの管理運営計画の効率性について、収支計画とか経費の削減といった内容について評価がちょっと低かったのかもしよせんけれども、その辺は今後の

指導もしながら、連携をとりながら、よい運営をしていただきたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、質問させていただきます。

質問の順番が公募の正雀市民ルーム、それから体育館施設関係、温水プール、この三つと、それ以外の分ということで、順番がばらばらになってしまうかもしれませんが、よろしくをお願いします。

まず、指定管理者候補者の選定についてという報告書をいただいております。今、福住委員のほうからも、選定委員はどういう人たちかということで質問がありましたけれども、この外部委員というのが、この全てにわたって同じ外部委員、どの選定についても同じ委員なのかというのを、恐らくそういうことだと思うんですけども、再度教えていただきたいと思います。

いろいろと専門的な知見を持って選定をするということで、外部委員を入れてはるんじゃないのかなと思うんですけども、どういう方が、人ではなくて、こういう専門的な知識を持った方に選定委員として入っていただいているということなのか、その辺ですね、説明をいただきたいというふうに思います。いろんな公募のところにかかわって、全部同じ人だということであれば、それはなぜなのかということですね。

それから、選定の基準が5年前と比較すると、書かれている中身が違うというか、言葉が変わってるだけで、中身は同じなのかわからないんですけども、例えば、正雀市民ルームですと、前回の分は、基準の1番には、市民の平等な利用が確保されていることというのが入ってるんですけれ

ども、今回の分にはそういう言葉がございません。ほかにも、何々について、ついて、ついてということで、割と大きくテーマ的な形で書いてあるんですが、以前は施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られることであるとか、利用計画に沿った管理を安定して行う能力があること、これも入ってないんですけど、その他で、地元雇用機会拡大、類似施設の運営実績というふうなものが入ってたんですね。今回こういうことが変わっているのは、なぜかということですね。体育施設のほうも基準が変わっていると思います。これをどうして、こういう前のと変えているのか、または、言葉は違うけれども、同じやということなのか教えていただきたいと思います。

それから、営利企業が今回シルバー人材センターであるとか、摂津市水泳連盟に変わって、指定管理の仕事をとってくるという形になっているんだと思うんですけども、例えば、そういう株式会社であるとか、そういうところでしたら、やはり費用対効果の問題があって、撤退するというふうなこともあり得るのではないかと思うわけです。または、倒産するというふうなこともございます。

摂津市では、これは民生常任委員会の所管ではありませんけれども、小学校の給食の委託業者が、もう給料未払いになってしまっただけで、最終的には、摂津市との契約が切れてから後ですけども、倒産というふうになったということも聞いておりますし、それから、別府コミュニティセンター横の駐車場を民間企業に貸しましたけれども、それも1年間の契約だったけれども、もう採算が合わないということで、更新を待たずに撤退するということが実際に起きています。そういう中で、こういうところが、

そういうことになったとき、一体どういうふうにご検討されるのか。特に、正雀市民ルームは、ビケンテクノ株式会社しか手を挙げなかったというふうなことです。代わる場所というのがないわけですから、どうするのかというふうなことについて、お聞きをしたいと思います。

それと、今お話を聞いてて不思議に思ったので、もう少ししっかり聞きたいんですけども、温水プールのところで、光好委員の質疑で、指導員の方々とかが変わってしまうのかという質問に対して、今はっきりしたことは決まっていなくても、指導員を引き続きというようなこともあり得るというふうなお話だったかと思うんです。

しかし、今回のこの指定管理者の選定の報告書を見てみますと、自主事業というのは、その水泳教室ですよ、新たに入れられた項目として。ここで、A団体が17点だけど、新しくとったシンコースポーツ・日本管財グループというところは20点という配点で多くなっているということですよ。これは、このシンコースポーツが水泳教室を自分たちで独自のやり方でやるということでプレゼンをされて、高い結果がついているということなのではないかなと思うので、その辺の説明、それやったら、今までの指導員を雇うかもしれないという話は整合性はとれないんじゃないかというふうにも。そこの説明をしていただきたいなというふうに思いました。

それから、次に非公募のほうですね、平成29年度の指定管理者評価結果をいただいておりますが、その中で幾つか教えていただきたいのがありますので。

まず、コミュニティプラザです。高い評価が結構ついていると思いますけれども、

その中で聞きたいのは、17番の複合施設の管理運営ということで、このコミュニティプラザの中に男女共同参画センター、保健センター、シルバー人材センター、館内レストラン、こういうものが入っている、そこの連携をやっていくことについての評価ですけれども、指定管理者の評価は10点ということで上がっているんですが、市の評価は8点と、ちょっと差がついています。この辺はどういうことなのかということと、それからやはり男女共同参画センターについて、一つの建物を構えてやっていったものが、このコミュニティプラザの中に入って行く中で、いい点も悪い点もそれぞれあると思うんですけども、その連携をやっていくというところ辺を、具体的なことがわかれば教えていただきたいと思います。

それから、ふれあいの里ですね。ここはこの評価の10番に利用者サービスの向上というのがあります。これも管理者のほうは10点で、市の評価は8点ということになっています。これは新しいサービスを実施しましたという中身だと思っておりますが、このことについて教えてもらいたいと思います。

それから、同じくですが、16番に専門職の配置ということで、これは両方とも10点、10点ということで、専門職をしっかり配置していますよということだと思っております。摂津宥和会が若い方々の労働条件もしっかりと向上させていきたいというようなことで、合併などもされたかとは思いますが、働く環境とか賃金の問題とか、今は福祉の分野で働いている人たち、やっぱり人手不足だし、定着してもらわねばならないという問題もありますので、そういう点でどういう状況な

のかわかれば教えていただきたいと思います。

みきの路も同じですね、働いてはる方の状況はどうなのかということについて、教えていただきたいと思います。

保健センターは運営の安定性というところがちょっと気になっているところがございます。いろいろと保健センターも課題がふえて、たくさんの仕事をこなしていただいているのではないかなと思うんですが、ここも働く人の環境と、それから運営の安定性ということについて教えてください。

休日小児急病診療所、これも同じですね、働いてる方の状況。ここは職員の勤務実績、配置状況というのが大体、指定管理者の評価が高くて、市の評価がちょっと低いというのがよく見る形なんですけど、これは反対で、指定管理者はここに4点をつけてるんですけども、市は5点をつけてるんですね、職員の勤務実績、配置状況、これもどうということなのかということについて教えていただきたいと思います。現場はしんどいよということをはるのかなと思ったりするんですが、教えてください。

それから、市民文化ホールとフォルテについては割愛します。ほかに、今までもお話が出てきたので。

以上です。

○森西正委員長 野村部長。

○野村市民生活部長 それでは、今回の指定管理者の選考に伴う選定委員で、外部委員が全ての会において同じメンバーかというお問いの件でございます。

初めにお断りさせてもらわないといけない点が、この選定委員会の事務局が政策推進課になっておりますので、私のわかる範囲でということでご承知いただきたい

のですけども、まず選定委員につきましては、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づいて、事務局である政策推進課のほうで選定委員の委嘱、任命に係る事務を担当されているということでございます。外部委員につきましては、識見委員2名ということでございますが、今回施設所管部長として私が出させてもらったところにおいては、全て同じ外部委員でございました。増永委員もお持ちの指定管理者候補者の選定についての報告書の1ページ目に書かれている委員の内訳を見ますと、2名ということですので、同じ委員の方ではないかと思われまして。

以上です。

○森西正委員長 丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、自治振興課のほうにかかわりますご質問にご答弁させていただきます。

まず1点目、基準が前回と違うということのご質問かと思えます。選定基準等につきましては、今回指定管理者の募集に関しては政策推進課のほうと連携をとらせていただきまして、基準を設けさせていただきました。中にございます指定管理者の適性でございますとか、管理運営体制について、ここにつきましては全指定管理者共通して一定に質問をそろえたいほうがいやろうというようなお話もあって、共通の項目が多く入っていると思われまして。

ただ、先ほど中川委員の質疑にもありましたけども、その施設によりまして目的が違いますので、例えば自主事業に重きを置いたり、利用増に置いたりということになりますと、配点等に加味されているというふうに思っております。

もう一点、次、正雀市民ルーム等ですね、これは正雀市民ルームだけではないと思

うんですけれども、指定管理者のほうが特に株式会社等の経営状態等が悪化して、指定管理者をおりられたというようなケースをどうするかというようなお話かと思えますけれども、これも選定基準の中に、特に経営状態のところにつきましては、外部委員の方に詳しく分析していただいて評価していただいておりますので、現時点では経営状態は一定評価される指定管理者が選定されているというふうに思っております。

また、今後ですね、今回債務負担行為のほうをご審議いただいて、議決いただきますと、基本協定、年度協定等を締結していく運びとなるんですけれども、そのあたりについても管理運営についてはしっかりやっていただくようお願いしてまいることになるかと思えます。

正雀市民ルームのほうに特化して、1者しかなかったというところもご質問にあったとは思いますが、これも実は公募の段階では何社かお問い合わせはいただいております。説明会につきましても、先日の本会議のほうでも答弁があったんですけれども、もう1者が説明会にご出席いただいております。ただ、さまざまな事情がございますので、今回は応募については1者になっておりますので、同じような業者、指定管理者として担う力を持つてはるところは他にもありますので、そこで対応ができるのかなというふうに思っております。

あと、コミュニティプラザのほうの評価の中で、複合施設の管理運営について、指定管理者10点、市の評価8点ということになってるところですが、これはここにも書いてますけれども、毎月、男女共同参画センター、保健センター、シルバー人材セ

ンターにつきましては、定例的に集まりまして各施設、各センターの事業等を確認しております。事業開催につきましては、おのおのが連携して開催できるものについては協力してやっているとございませぬ。具体には、先ほど申しました団体につきましてはクリスマスバルでございませぬとか、連携して地域の方も入っていただき、事業等を展開させていただいているところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課に係ります指定管理の体育施設と温水プールについてお答え申し上げます。

まず、両施設ともに共通の部分で申し上げますと、先ほど丹羽課長の答弁もございましたが、民間の会社が指定管理者になった場合、その後の経営状況とか倒産のおそれとかいう話もございましたが、審査項目の中に経営状況があり、応募団体が経営状況が良好で安定的な管理運営ができる財政的、人的な基盤を有しているかということにつきましても、審査はされておりますし、応募の際の提出書類の中でも経営状況を確認できる書類を提出いただいておりますので、その上で審査を行っております。

あと、体育施設のほうの、5年前と審査基準が違うのではないかというお問い合わせもございましたが、大きく違うのは自主事業の項目を入れたところございませぬ、あとの審査基準につきましては、特に5年前と変更したということございませぬ。内容としては一緒というところでございます。

あと、温水プールの自主事業についてですが、水泳教室自体は指定管理の業務の中

に入れております。現在温水プールで水泳教室を指導していただいているという部分は指定管理業務の中でございますので、そこは新しい指定管理者につきましても同じように水泳教室を行っていただくということは仕様書に入れておりますので、そこを担う方が現在の指導者でも担っていただけるというところは十分あるかと思っておりますので、先ほどの光好委員の問いに対するお答えという形になっております。

以上でございます。

○森西正委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 それでは、障害福祉課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

ふれあいの里の指定管理者評価シート、10番の利用者サービスの向上の部分での新しいサービスの内容についてでございますけれども、まず自立訓練を始めております。これは就労に向けての訓練の一つでありますけれども、これまでは摂津市内にはこの自立訓練のサービスをしているところはなく、希望される方につきましては他市にある施設を利用されておられました。摂津市内で初めてふれあいの里で自立訓練を行っていただいております。

就労に向けての訓練としましては、ほかにも就労移行でありますとか、就労継続支援A型、B型がありますけれども、なかなかそこまでにはちょっと難しいという方々、生活のパターンの確立がなかなかまだできてないという方に対して、1日の生活リズムを確立するためのサービスとしての自立訓練を始めております。

それから、ドアツードアですけれども、こちらにつきましては、これまで送迎につきましては民間の事業者に委託しており

まして、バス停ごとに利用者の方に乗っていただいで施設まで来ていただくということをしてございましたけれども、それを利用者の家の前、玄関まで迎えに行つて、施設まで送り迎えをするというサービスに新しく変えております。

それから、春、夏休暇を廃止しております。利用者の保護者の方の負担軽減という観点でもありまして、これまでは春休み、夏休みがありましたけれども、それを廃止し、土、日、祝日、年末年始以外につきましては施設を利用していただけることができるというふうに、新たなサービスを導入しまして、サービスの向上に努めております。

それから、ふれあいの里とみきの路の、16番、専門職員の配置に関しての働く方の状況がどうなのかというところですが、人材確保に関しましては、なかなかどちらの施設も苦慮しているような状況であります。そういった中で、職員を確保いたしまして、利用者が安心して利用できるように、国基準を上回る職員の配置を維持している状況であります。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、保健福祉課にかかわりますご質問にお答えします。

まず、保健センターにつきましては、運営の安定性ということでございますが、市の評価が1点低いような状況になってます。これにつきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、委託料の大幅な増加要因となっております介護3事業の赤字という問題がございます。これにつきましては、経営改善にさらに努めていただきたいという希望の思いということから、1点減点させていただきます。

職員の配置基準につきましては、やはり高齢化に伴いまして介護予防等、保健センターの役割が増大してきている状況でございますので、やはり職員の確保ということが課題となってきております。今回、指定管理料が大幅に増加しているその中身には、こうした職員の確保を確実にやっていくということも含まれております。

続きまして、休日小児急病診療所でございますが、こちらのほうの、まず職員の勤務実績、配置状況につきましては、事業者より本市のほうが1点高いという評価をさせていただいております。これにつきましては、当該年度におきまして、例年にないぐらいインフルエンザの患者数が伸びておりまして、そういった状況にもかかわらず、職員を的確に配置して安全に事業を終えることができたということで、評価しているということでございます。

運営の安定性につきましては、近年診療報酬の伸びが見られますので、非常に安定しているという評価でございます。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、まず三つの公募のほうからですが、外部の委員とかそういうことについて、全て同じ人だと思ってしまうようなお話で、政策推進課でこういうことの大枠は決めているというようなお話でございました。決めるところは政策推進課なんだろうが、施設そのものは民生常任委員会の中で審査にかけるようなそういうところありますので、それぞれの所管として、やはりどういう委員に選んでほしいのかということも必要じゃないか、一つには恐らく経営状態も見てもらったというようなお話があったので、そういう財務の状況も見えるようなそうい

う方を選んでやるのかなとは思いますが、ここを欠落させてはいけないというふうに思いますので、効率的であるか財務状態が安定しているか、ここだけではもちろんないと思いますけれども、それを選ぶ委員についてもやはり専門的知識のある方もそこに入れていただくというようなことは、それは実際に施設運営に携わる担当課のほうから、そういうことも必要じゃないかという意見も上げていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

それから、もしも撤退とか倒産とかになったらどうするかという問題ですが、もちろん財務をしっかりと見るということは最初の段階で大事なことだと思いますけれども、大変変動的な今の情勢でございますから、安泰やと思ってたところが実は大きく傾いてしまいかね、そういうこともありますし、また、営利企業ですから、より利益を求めて、利益にならないところからは撤退したいと、そういう場合も、一応ちゃんとそういうことがないようにという歯どめはかけているというお話でしたけれども、そういうようなことも企業としてはやはり思いとしてあるかもしれない。もし、歯どめがかかってたとしても、もうからないなということになると、なかなか運営に対して熱心というふうになりにくいというようなこともございますので、やはり営利企業に頼むということになると、その辺のことは市としてしっかり考えていかないといけないのかなというふうに思いますので、それについても考えてもらいたいと。

営利を優先するがために、働いてる人の労働条件を悪くするとか、少ない人数で仕事量がどんとふえるとか、そういうふうな

ことで賃金を引き下げるとかね、これから外国人労働者の問題も出てくるかとは思いますが、やはりちゃんとした労働条件で働いていただいて、きちんと市の仕事を、市民のサービスを誇りを持ってやっていただけるというふうな、そういうお仕事のある方にさせていただくというふうなことをしっかりと進めていただきたいと思いますというふうに思います。これも要望としておきます。

ぜひ、もう一つ要望しておきますけれども、利用者がどんなふうに思っているのかというようなことも、定期的に声を吸い上げるような、そういうことも工夫をしていただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、次に公募のほうですけれども、コミュニティプラザですね、男女共同参画センターと一緒に行われるということ、私はすごく意義があると思っておりまして、やはり行事を一緒にするとか、スペースをどうするとか、こういうことだけではなくて、男女共同参画の理念ですね、これをやっぱりコミュニティプラザの運営全体に生かすという視点が必要なのではないかなというふうに思うんです。男女共同参画の問題だけではなくて、LGBTQの問題でありますとか、さまざまなことについて、やはり施設の管理だけをするということではなくて、イベントもいろいろやられると思いますし、まず窓口対応ということもあると思いますので、ぜひそういう理念の部分もしっかりと共有をしていただけるような、そういう取り組みにさせていただきたいなというふうに思います。これも要望です。

それから、ふれあいの里とみきの路です。基本的に非公募のところは副市長もおっ

しゃっておられましたように、効率化ということだけではなくて、やはり市民にとってどうなのかと、きちんとした福祉の向上であるとか、そういう自治体の理念をどう実現していくのかということと絡んでいるからこそ非公募なのだと思いますので、そこで働く皆さんもやはりその仕事をしっかりと行っていただけるような、安定した体制をとっていただきたいなというふうに思いますので、これも要望としておきます。

それから市民サービスの向上、今、ふれあいの里では新しいサービスを始められたということで、恐らく市民からも喜ばれているのではないのかなというふうに思いますので、そういうことも取り組んでいけるような、市としても後押しをしていただきたいというふうに思います。みきの路も同じくですね。

保健センターのほうは、職員の確保が大変だというようなお話もありました。介護事業のほうは、やはり厳しい状況もあるというふうなこともありました。しかし、ここは本当にこれから摂津市の高齢者の方々がしっかりと健康で長寿でいられるということのために支える部分でもあると思いますので、これも効率化ということだけではなく、職員配置もしっかりしていただけるような、そういうあり方をとっていただきたいというふうに思います。

休日小児急病診療所のほうも、インフルエンザの対応をしっかりしていただいたということで、市の評価のほうが高いというようなお話でした。インフルエンザのことが、何回も運営の安定性のところでも記載が出てくるなと思うんですけれども、やはり職員体制、駐車場の整備員の増員とかそういうことまで管理者のほうは書いて

おられますけれども、やはりちゃんとした仕事ができるというためには、人的な配置というのは必要やと思いますので、これに関してもきちんと手厚いことができるようなそういう体制、それはつまり市民に返ってくることでありますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時32分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第95号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 質問というよりは意見を述べさせてもらうということにとどまるとは思いますが、今回健康づくり推進条例の改正ということで、国の健康増進法の改正に伴って条例が変わるということですよ。国の健康増進法が一部改正をされまして、オリンピックを目指されていよいよ受動喫煙禁止について厳しくしていくというようなことでございましたけども。国のほうは国のほうでなかなかまとまるのに時間かかって、結構妥協した部分が多くあったようでございますが、東京都がそれに先駆けて厳しい、さらに厳しい条例ということで制定をしていますし、また大阪府も先日府議会のほうで、これは大阪維新の会大阪府議会議員団と自由民主党・無所属大阪府議会議員団と公明党大阪府議会議員団、3会派が提出したとおりですけども、

子どもを受動喫煙から守る条例案というのを共同提案して、11月、万博誘致が決まりましたけども、それに向けた取り組みということで出したということでございますけども、この子どもを受動喫煙から守る条例というのは兵庫県なんかも出していますしね、全国的には随分この機運も高まっているということでございますから、そういうこともしっかり注視しながら、今後摂津市の受動喫煙禁止の取り組みについて、情報を収集しながらおくれをとることなくしっかり推進していただきたいということ、これは意見として申しておきたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時38分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第72号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 国民健康保険特別会計補正予算書12ページ、13ページの過年度分国庫府費等返還金が出てますが、これは毎年今の時期に出てくると思いますが、ちょっとここね、ご説明をしていただきたいと思います。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは、過年度分国庫府費等返還金の補正につきましてご説明させていただきます。

過年度国庫府費等返還金の中身につき

ましては、平成29年度の国・府負担金の実績確定に伴い超過交付額の返還をさせていただくものでございまして、内容としましては特定健診の負担ですね、これが国・府合わせて93万円。保険給付費等の定率負担であります療養給付費等負担金ですね、こちらが1億1,136万5,000円の補正となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 15ページのところなんですけれども、職員手当の内訳というところで、いろいろな手当の中でプラスだったりマイナスだったりというところがあるんですけれども、この時間外勤務手当がきっちり比較してゼロというところなんですけど、こんなにきれいに出来るものかなと、ここだけ教えていただけたらなと思ひまして。お願いします。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 こちらにつきましては、人事課の所管のもので、人事課のほうで計算された、額に基づいて補正させていただいております。

時間外につきましても、当初予算の時間内ではおさまるといふ見込みで、今事務のほうを執行しておりますので、問題ないかとは思っております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、まず歳入で繰越金が出てるといふんですが、この補正終わった後の金額が前年度の黒字額全額ということになると思ひます。保険料の収入が足りなかったとかそういうことがあるんだらうと思ひますけれども、その額が全額基金積み立てではなくて、それぞれ違う項目に当てはめられているかと思ひんで

すけれども、その内訳を具体的にどういふふうにされているのかということ、まず1回目お聞きいたします。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 繰越金の財源の内訳というお問い合わせでございます。繰越金につきましては、平成29年度実質収支5億3,611万3,601円黒字となりました。国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の時点で過年度の返還金が一部ございましたので、そのうち1,135万4,000円を先に補正はさせていただいております。残りにつきましては、今回補正を上げさせていただいているものでございまして、今回の補正の充当先としましては、先ほどのご質問にございました平成29年度実績確定に基づく返還金ですね、この分が1億1,229万5,000円。4,984万9,000円につきましては、今回の繰入金及び保険料の減額補正分の財源として充てさせていただき、残りの3億6,261万6,000円、これを財政調整基金のほうに積み立てをさせていただくという内訳となっております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 済みません、来年度に送る繰り越しの分ですね、その分が幾らやったかちょっと聞き取りにくかったんで、それを抜いた分を基金にするというふうにおっしゃったんですよね。もう一回、数字を教えてください。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 来年度に送る分でございますね。こちらにつきましては、歳出のほうの基金積立金の補正の額でございます、3億6,261万6,000円ですね。こちらが基金のほうに積み立てするというものでございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 送って基金にするということですか。そしたらもう、黒字分は幾らか来年度の繰り越しとして残しておく分はなくて、全部とりあえず一旦基金に積むということの理解でよろしいですか。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 まず、今回の繰越金の補正のうち、昨年度の返還分としてまず約1億円お返しします。平成30年度の補正財源として、ここは保険料収入とか繰入金の減がありますので、ここに充てさせていただいている分がございませぬ。その残りを基金に積ませていただくと。これが約3億6,000万円となっております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今まで黒字というのは宙に浮いてて、数字として出てこないよというものがあつたわけですけども、そういうものは全部なくなって、ここで基金として入れましたと、これが言うたら、正味の黒字と言つたらおかしいですけども、いろいろ返還をした残りのお金なんだということですね、理解としてはね。はい、わかりました。

きのうの民生常任委員協議会でもお話がありましたけれども、大阪府からの分担金といいますか、一人当たり保険料掛ける加入者人数が大阪府に払わないといけないうお金ということになるのかと思うんですけども、それが試算では非常に高い金額になっております。きのうの協議会ではその金額のお話をさせてもらったんですけども、今、摂津市の市民の保険料として考えるとどうなのかということがあります。2017年度の一人当たり保険料、もう一度一体幾らだったのか、2,000円、一人当たり値上がりしたと思うんです

けど、2018年度、今年度の保険料が一体幾らだったのか。

それから、摂津市の激変緩和措置後の金額ですね。この一人当たり保険料、これは資料をいただきました。14万7,677円になると思うんですけども、その三つの数字をそれぞれ教えていただいて、統一化に向けてやるんだと言われる前の一人当たり保険料から一体どれくらい上がつてくるのか、これ基金もね、この手当のために使いたいと、そういうお話が一般質問の中でも出ていたと思いますので、そこの数字を教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後0時46分 再開)

○森西正委員長 休憩前に引き続き再開します。

答弁を求めます。

安田部参事。

○安田保健福祉部参事 それでは、増永委員の保険料についてのご質問についてお答えさせていただきます。

大阪府の仮算定結果につきましては、法定軽減前の保険料収納必要額で示されておりますことから、同じ形式で算定した形でお答えさせていただきます。なお、広域化前の2017年度につきましては、府の示した条件で本市分としての保険料収納必要額を算出しておりませんので、申しわけございませんが、2018年度と今回の仮算定結果でお答えさせていただきます。

まず、昨年度に確定しました2018年度の標準保険料率算定結果での本市の一人当たり収納必要額は13万6,741円で、その額から本市独自の激変緩和を行い、一人当たり収納必要額を12万8,911円とさせていただいたところでございま

す。なお、激変緩和額につきましては7, 830円となっております。

次に、先日晒されました平成31年度市町村標準保険料率仮算定結果での本市の一人当たり収納必要額は15万1,456円で、大阪府の激変緩和対象となりましたことから、激変緩和後の額では14万7,677円という結果となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 2018年度の算定額、今回の分と突き合わせられるような数字でということでお答えをいただきました。13万6,741円ですね。それを摂津市は7,830円を入れて、実際に保険料としては一人当たり12万8,912円としたということですね。

その前の2017年度からのざっくりとした値上げ幅として一人当たり2,000円であったというようなことだと思っておりますけれども、ということは昨年度、2017年度と2018年度の間でも、もう大阪府が言うてきてるこの13万6,741円との間には、一人当たり1万円ぐらいの差があったということです。

それがさらに、激変緩和を入れても一人当たり14万7,677円になるということは、2018年度からさらに1万円以上の増加ということで大阪府は言うてきてる。2017年度と比べたとしたら、摂津市の保険料を払っている市民の方からすれば、この大阪府が言うてきてる金額というのは2万円ぐらい高いというような話になるのかなというふうに思います。

今は激変緩和だといって本年度は8,000円近い金額を入れて、それだけの値上げ幅にしないというふうにおっしゃっておられましたけれども、これは国保の運営

協議会に摂津市が出された資料ですが、府がだんだん上がっていくのに、それを追いかけるようにというよりも、それをさらに上回る上げ幅で、府の出してくる金額に追いつくんだと、今から6年後に追いつくんだというふうなことの計画を立てておられるわけですがけれども、この表で見ると、大阪府が上げてくる金額ってそんな大きくないような、真っすぐよりも若干上がってるかなぐらいにしか見えないんですけども、実はもう1年で1万円もぼんと引き上げるようなことをやってきてるわけですね。それをさらに追いかけるというと、本当にもうとんでもない上げ幅でやっていかないことには、6年後にそれを達成するなんていうことは不可能。それを達成してしまったら、市民はそれを払えるのかっていう問題が出てくると思うんです。

今回、基金をつくって、それを入れることも考えるというふうにおっしゃいましたけれども、3億6,000万円ちょっとですね。この基金、これだけではないとは思いますが、これを活用したとしても、この上げ幅を一体どれぐらい抑えられるのかというふうなことは非常に疑問です。

先ほど一人当たりの激変緩和額が7,830円ということで、摂津市の市民の保険料を抑えるために、市が繰り入れを行って、またはいろんな国からの財源とかをそこへ充てて、補填をされたと思いますが、この財源の額は1年間で幾らだったんですか。教えてください。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田保健福祉部参事 昨年度の激変緩和の要した財源でございます。合計で約1億4,300万円の激変緩和の財源を充てております。そのうち、府の交付金ですね、本来、インセンティブという形でいただい

てる分を抑制のほうに充てさせていただいた分が、6, 230万円でございます。残り8, 164万円が法定外繰り入れとして充てさせていただいたというものでございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、約1億4, 000万円ほど充てましたというお話がありました。市は、こういう保険料抑制のために今まで入れてきていた金額というのを、大阪府がやめなさいというふうに言うてるので、入れないようにしようというふうに思っているということも前々から言うてはると思うんですけども、これもいつまでも入れられるものではなくて、本来は保険料引き下げ、抑制のために使うなどというてるお金でございますから、これもその6年後には使わないようにしたいというふうなことを考えておられると思うんです。

そうなると、その6年間の間だけのことでありますけれども、府の繰入金をどんどん減らして、その分を基金を充てて補うような形にしたいみたいなことも答弁をしていただいたと思うんです。激変緩和のためにも使いたい。でも、3億6, 000万円ぐらいだと、もうほんまに数年でなくなってしまうという、これだけを財源にと思っているんやとしたら。6年間もたない金額ということになると思うんですよ。

そもそも、そういう高額な保険料を市民にかぶせてくるということ自体が間違っているということに、やはり考え方の原点を変えないといけないと思うんです。

大阪府が言うてくるこの金額に慌てふためくのはどうしてかといったら、やっぱりこれは、これを保険料にしないといけないということで、各市町村は大幅値上げをしないといけないということに立ち至っ

て大変な思いをされるわけですけども、今までも保険料抑制のためには、今おっしゃった以上の金額をやはり入れてはったわけですよ。そういう今までどおりのことをやっていけば、そんなに大慌てをすることもないわけですから、ぜひこの基金に積み上げるということではなく、この金額は市民に保険料として返していただきたいと思います。

都道府県国民健康保険運営方針策定要領という、都道府県が運営方針をつくるためには、こういうことを踏まえなさいという厚生労働省が出した要領がございます。その中に、財政収支の改善にかかる基本的な考え方ということで、国保財政を安定的に運営していくためには国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄うことにより、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。保険料や国庫負担金、その他によって、一会計年度、一会計年度でやりなさいというのが、国の言うてることでもあります。

その際、国民健康保険が一会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字が発生した場合も、翌年度に解消を図ることが望ましいというふうに書かれてるんですね。

翌年度に解消するということが基本だよ。これは、市町村が赤字が多いですから、赤字のことを特別に挙げて書いてますけれども、これは赤字だけではありません。黒字についても翌年度解消が望ましいんです。

その後には、そうはいつでも赤字解消するのも、翌年度すぐって難しいよねっていうふうに書いてますが、摂津市はこの部

分はもう赤字は解消されたので、かかわらないと思うんですけど、黒字も同じことだということです。

そのこともちゃんと書かれてあります。これは都道府県のことですけれども、都道府県内の市町村における事業運営が健全に行われることも重要であるため、都道府県特別会計において必要以上に黒字幅や繰越金確保することないよう、ということでバランスよく運営を行っていくことに留意すると、そういうことが書いてあるわけです。これは都道府県だけがそうではなくて、市町村も必要以上の黒字幅や繰越金を持つというのは、やはりよくないという原則は同じだと思います。

国は、市町村ごとの標準保険料率は標準的な収納率をもとに算定した各市町村が徴収すべき額にかかる保険料率であるので、市町村標準保険料率を賦課し、標準的な収納率分の保険料を徴収することができていれば、基本的には赤字は発生しない仕組みなんだということが言われてるわけです。

もしこれが赤字になっていくんだとしたら、それは国からの費用負担が足りないのか、大阪府の運営の仕方が悪いのか、やはりそこに対してきちっとものを言っていく。都道府県がこれからは財政的な大きな責任というのは持っていくわけですからね。それをともかく保険料を集めろと、保険料を高くするか、収納率を上げるか、市町村に対してどっちやねんみたいな迫り方をするのは間違っているということ、やはり大阪府にきちんと意見を言っていて、今回のこの基金を積み上げようとしている金額は、市民にしっかりと保険料引き下げで返していただくことが必要だと思います。要望にしておきます。

○森西正委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 ほかになければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時58分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○森西正委員長 再開します。

次に、議案第74号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

いかがですか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時 休憩)

(午後1時1分 再開)

○森西正委員長 再開します。

次に、議案第73号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 1点だけ確認させてください。

11ページの職員数の異動状況のところ、私の認識が及ばなかったら申しわけございませんけども、これ、今、補正後と補正前で12名ということで、増減ないということの理解でいいんですかね。見ると、見方が今さらながらよくわからないところがありまして、今の在職人数は12名で、補正前が10名で、増減予定2で12名になってる。このあたりご説明いただければ、よろしくをお願いします。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、ただいまの光好委員のご質問にお答えいたします。

増減については12名ですので、なしなんですけれども、人事異動にかかる変更になりますので、金額的には変わるということになります。ですので、課長が4月異動でかわっているということと、あと予定していた2名の職員を新規採用職員ということで見込んでおりましたので、その分、今在籍の職員を充てているということになりますので、それで金額が変わっているということで、人数は変更してるわけではございません。

以上です。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 書き方の問題なのかもしれませんが、ずっと私、毎回ここは見させてもらってはいるんですけど、今回ちょっと理解ができなくて。補正前10名やったやつが、人事異動で相殺されて、もともと12名が10名におさまったという理解でいいんですかね。済みません、もう一度お願いします。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齡介護課長 それでは、ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

この補正前と補正後と実際の職員数を比べますと、確かに2名増員ということなんですけれども、当初予算の12名から人事異動や他会計からの異動という形で、職員を特別会計のほうで算定しているということになるので、ということでございます。

以上です。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。理解しました。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を

終わります。

暫時休憩します。

(午後1時4分 休憩)

(午後1時6分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第69号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第72号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第73号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第74号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第78号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第79号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は

可決すべきものと決定しました。

議案第80号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第82号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第83号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第84号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第85号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第86号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第87号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第88号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第95号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後1時9分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 森西 正

民生常任委員 中川 嘉彦